

令和6年度 山江村立山田小学校

PTA総会資料

令和6年4月12日(金)

- 1 総会成立の確認 (進行:)
- 2 開 会 ()
- 3 PTA会長あいさつ ()
- 4 校長あいさつ (池田校長)
- 5 議長選出 ()
- 6 議 事
 - (1) 令和5年度PTA事業報告・活動報告
 - (2) 令和5年度PTA会計決算報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 令和6年度PTA努力目標(案)及び事業計画(案)
 - (5) 令和6年度PTA会計予算(案)
 - (6) 令和6年度PTA役員選出 (選考委員)
 - (7) 令和6年度PTA役員承認
- 7 議長退席
- 8 新旧役員あいさつ
- 9 学校職員紹介
- 10 諸連絡
 - (1) 学校保険の加入について
 - ・県PTA共済(安互コース、P災コース)
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済
 - ・PTA団体賠償責任保険
 - ・児童生徒賠償責任補償プラン
 - (2) 学級費及びPTA会費の納入について
 - (3) 緊急連絡及び連絡アプリ「キューベル」による欠席等の連絡について
 - (4) 災害時の連絡について
 - (5) おみやげ等の取扱いについてのお願い
 - (6) 来校時のお願い
 - (7) 生活のきまりについて
 - (8) 山田小学校いじめ防止基本方針について
 - (9) 行事实施届様式
- 11 閉 会 ()

令和5年度 主なPTA事業報告

月	日	曜	内 容	備 考
4	26	水	第1回地区委員会	地区委員長選出
	28	金	授業参観、学級懇談会、PTA総会、歓送迎会	体育館、9区公民館
5	8	月	合同専門委員会、第1回本部役員会	学年・専門長選出
	13	土	第1回PTA美化作業(1区~5区)	天候不良のため中止
	20	土	運動会準備	地区テント設置15:00開始
	21	日	運動会	PTA後片付け12:50終了
6	7	水	第2回本部役員会	各部、年間活動計画立案
	30	金	1学期末授業参観、学級懇談会	
9	3	日	親子球技大会(山江村体育館)	児童91人・保護者70人参加
	12	火	第3回本部役員会	親子ふれあい学習 他
10	12	木	第4回本部役員会	美化作業について 他
	15	日	第2回PTA美化作業(6区~11区)	天候不良のため中止
	19	木	山江村研究発表会(山田小会場)	
11	2	木	第5回本部役員会	子ども110番の家訪問 他
	12	日	PTA親子ふれあい学習	参加申込数143人
	17	金	持久走大会	体育部・生活部 運営協力
12	5	火	第6回本部役員会	よかところ発見伝、門松 他
	8	金	2学期末授業参観、学級懇談会	
	17	日	PTA門松づくり	参加者9人
1	18	木	第7回本部役員会	よかところ発見伝 他
	24	水	第1回選考委員会	19:00~20:00
2	18	日	学習発表会、学級懇談会	新2~6年役員選出
3	5	火	第8回本部役員会	
	21	木	会計監査	

令和5年度 活動報告【本部】

月	日	曜	内 容	備 考
4	5	水	(三役)PTA三役会	
	19	水	(会長・副会長)村P連役員会	19:00~山田小
	28	金	PTA総会、PTA歓送迎会	体育館、9区公民館
5	2	火	(会長・副会長)村P連定期総会	18:30~山江ほたる
	8	月	合同専門委員会、第1回本部役員会	
	20	土	運動会準備	地区テント設置15:00開始
	21	日	運動会	PTA後片付け12:50終了
	30	火	(会長・副会長)村P連役員会	18:30~万江小
6	7	水	第2回本部役員会	各部、年間活動計画立案
7	12	水	(会長・副会長)地域保健・村P合同講演会	19:00~山江農改
9	12	火	第3回本部役員会	親子ふれあい学習 他
10	12	木	第4回本部役員会	美化作業について 他
11	2	木	第5回本部役員会	子ども110番の家訪問 他
	12	日	PTA親子ふれあい学習	参加申込数143人
12	5	火	第6回本部役員会	よかところ発見伝、門松 他
	17	日	PTA門松づくり	参加者9人
1	18	木	第7回本部役員会	よかところ発見伝 他
3	5	火	(会長・副会長)村P連役員会	18:30~万江小
	5	火	第8回本部役員会	

令和5年度 活動報告【地区委員会】

月	日	曜	内 容	備 考
4	26	水	第1回地区委員会	地区委員長選出
	28	金	PTA総会、PTA歓送迎会	体育館、9区公民館
5	20	土	運動会準備	地区テント設置15:00開始
	21	日	運動会	PTA後片付け12:50終了
11	29	水	こども110番の家訪問 協力	
1	24	水	第1回選考委員会	
2	1	木	令和6年度PTA地区委員名 報告	2月29日まで

令和5年度 活動報告【体育部】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	合同専門委員会	
	20	土	運動会準備	地区テント設置15:00開始
	21	日	運動会	PTA後片付け12:50終了
7	18	火	親子球技大会 案内配付	
8	31	木	親子球技大会 打合せ会	
9	3	日	親子球技大会(山江村体育館)	児童91人・保護者70人参加
11	17	金	校内持久走大会 運営協力	

令和5年度 活動報告【生活部】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	合同専門委員会	
	13	土	第1回PTA美化作業(1~5区)	天候不良のため中止
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
10	15	日	第2回PTA美化作業(6~11区)	天候不良のため中止
11	17	金	校内持久走大会 運営協力	

令和5年度 活動報告【文化部】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	合同専門委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会取材	
6	2	金	文化委員会	
6	16	金	PTA新聞(第117号)発行	
11	17	金	校内持久走大会取材	
12	5	火	文化委員会	
12	21	木	PTA新聞(第118号)発行	
3	21	木	PTA新聞(第119号)発行	

令和5年度 活動報告【1年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
6	14	水	役員会	
7	6	木	役員会	
	16	日	1年PTA活動「紙飛行機づくり」	

令和5年度 活動報告【2年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
9	14	木	役員会	
12	3	日	2年PTA活動「自然クラフト」	

令和5年度 活動報告【3年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
10	29	日	3年PTA活動「ハロウィン仮装」	つつじのさと訪問

令和5年度 活動報告【4年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
7	23	日	4年PTA活動「動く環境教室リグラスアート」	

令和5年度 活動報告【5年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	15	月	みどりの少年団育成会役員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
	29	月	みどりの少年団結団式、役員会	結団式13:10、役員会19:00
6	19	月	みどりの少年団育成会役員会	
7	22	土	みどりの少年団キャンプ(～23日)	山田小学校
11	20	月	みどりの少年団育成会役員会	
3	17	日	みどりの少年団解団式、記念植樹、もちつき	

令和5年度 活動報告【6年】

月	日	曜	内 容	備 考
5	8	月	学年委員会	
	20	土	運動会準備	
	21	日	運動会	
	24	水	役員会	
6	13	火	キャンプ班会議①	
	28	水	キャンプ班会議②	
7	10	月	キャンプ班会議③	
8	19	土	6年PTA活動「キャンプ」(～20日)	屋形多目的集会所
10	24	火	卒業班会議①	
11	28	火	卒業班会議②	
12	14	木	卒業班会議③	
1	25	木	卒業班会議④	
2	29	木	卒業班会議⑤	
3	21	木	感謝を伝える会	ランチルーム
	23	土	卒業祝賀会	18:00～山江温泉ほたる

令和5年度PTA一般会計決算書

山田小学校PTA

1 収入の部

(単位:円)

項目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	増減	備考
1.繰越金	543,122	0	543,122	543,122	0	前年度繰越金
2.会費	514,050	0	514,050	515,425	1,375	会費・保険料・転出1戸・転入1戸
3.雑収入	828	0	828	5	-823	預金利子・活動費残金
合計	1,058,000	0	1,058,000	1,058,552	552	

2 支出の部

項目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	増減	備考
1.渉外費	3,000	0	3,000	0	-3,000	
2.会議費	75,000	0	75,000	0	-75,000	
01.役員会費	55,000	0	55,000	0	-55,000	
02.地区委員会費	20,000	0	20,000	0	-20,000	
03.総会費	0	0	0	0	0	
3.需用費	90,000	0	90,000	5,610	-84,390	よかところ発見伝消耗品
4.役務費	13,000	0	13,000	533	-12,467	
01.通信運搬費	3,000	0	3,000	0	-3,000	
02.手数料	10,000	0	10,000	533	-9,467	振込手数料
5.児童奨励費	40,000	0	40,000	30,440	-9,560	
01.新入生記念品費	20,000	0	20,000	10,440	-9,560	1年生入学記念品ノート
02.卒業記念品費	20,000	0	20,000	20,000	0	卒業記念紅白栗饅頭
6.事業費	350,600	0	350,600	221,796	-128,804	
01.研修費	125,000	0	125,000	20,860	-104,140	熊本県PTA研修会等
02.各部活動費	165,600	0	165,600	140,936	-24,664	各部活動費・本部活動費・広報印刷
03.学年活動費	60,000	0	60,000	60,000	0	各学年10,000円
7.負担金	150,000	0	150,000	119,500	-30,500	保険料・郡P・村P負担金
8.慶弔費	20,000	0	20,000	0	-20,000	
9.予備費	316,400	0	316,400	15,300	-301,100	予備費・転出者記念品等
合計	1,058,000	0	1,058,000	393,179	-664,821	

3 差引の部

収入額 1,058,552 円 - 支出額 393,179 円 = 残高 665,373 円
 差引残高 665,373 円を令和6年度へ繰り越します。

上記のとおり報告します。

令和6年3月22日

山田小学校PTA会長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和6年3月22日

監事

監事

【令和6年度スローガン】

150年の伝統に新風を加え、時代に合ったPTAをめざそう!

1 家庭の教育力を高める (◎重点項目・○活動項目)

- ◎早寝・早起き・朝ごはんの定着、推進
- ◎「我が子の良かところを見つけよう」運動の推進
「家族のよかところ発見伝」の発行
- ◎親子ふれあい学習の充実
- 山江村家庭教育10か条プラス1の推進
- 山江村メディアコントロールデーの推進
- 親子読書活動の推進

2 会員の資質向上を図る

- ◎持続可能なPTA活動のあり方の検討とPTA活動への主体的な参加
- ◎専門部、各地区、学年部の自主計画と実践の奨励
- 家庭教育学級と連携を図り、各種研修会への積極的な参加の奨励
- 人権教育の啓発を図り、児童及び会員の人権意識を高める

3 子どもの安全・安心の確保に努める

- ◎交通安全運動、指導の推進
- ◎携帯電話・スマートフォン等を使う時のフィルタリングときまりづくりの推進
- 子ども110番の家との連携強化

4 地域との連携を図る

- ◎地域行事への積極的な参加の推進
- 地域での交流の促進

令和6年度 主なPTA事業計画(案)

月	日	曜	内 容	備 考
4	11	木	子ども110番の家訪問(通学路点検)	
	12	金	授業参観、学級懇談会、PTA総会、歓送迎会	
	22	月	教育面談(~30日)	
5			合同専門委員会、第1回本部役員会	
	12	日	第1回PTA美化作業(1区~5区)	
	25	土	運動会準備	
	26	日	運動会	
6			第2回本部役員会	
7	5	金	1学期末授業参観、学級懇談会	
8	25	日	第2回PTA美化作業(6区~11区)	
9	8	日	親子球技大会	
			第3回本部役員会	
10			第4回本部役員会	
11			第5回本部役員会	
12			第6回本部役員会	
	13	金	(午前)持久走大会、学級懇談会(午後)親子ふれあい学習	
			PTA門松づくり	
1			第7回本部役員会	
			第1回選考委員会	
2	16	日	(午前)創立150周年式典(午後)学習発表会、学級懇談会	
3			第8回本部役員会	
	21	金	会計監査	

令和6年度PTA一般会計予算書（案）

山田小学校PTA

1 収入の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考
1.繰越金	543,122	665,373	122,251	前年度繰越金
2.会費	514,050	483,000	△ 31,050	会費・保険料 140戸(P126+T14)
3.雑収入	828	627	△ 201	預金利子等
合計	1,058,000	1,149,000	91,000	

2 支出の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考
1.渉外費	3,000	3,000	0	PTA渉外費
2.会議費	75,000	145,000	70,000	
01.役員会費	55,000	55,000	0	役員会費
02.地区委員会費	20,000	20,000	0	美化作業・運動会準備等
03.総会費	0	70,000	70,000	歓送迎会費(転出者記念品等)
3.需用費	90,000	90,000	0	総会資料・よかところ発見伝 他消耗品
4.役務費	13,000	8,000	△ 5,000	
01.通信運搬費	3,000	3,000	0	切手等
02.手数料	10,000	5,000	△ 5,000	会費振込 他振込手数料
5.児童奨励費	40,000	40,000	0	
01.新入生記念品費	20,000	15,000	△ 5,000	1年生入学記念品
02.卒業記念品費	20,000	25,000	5,000	6年生卒業記念紅白栗饅頭
6.事業費	350,600	350,600	0	
01.研修費	125,000	125,000	0	役員・委員研修費
02.各部活動費	165,600	165,600	0	専門部(10,000円×4部)・広報印刷 本部(ふれあい学習・門松作り等)
03.学年活動費	60,000	60,000	0	各学年10,000円
7.負担金	150,000	150,000	0	郡P負担金・村P負担金・保険料等
8.慶弔費	20,000	20,000	0	会員香典
9.予備費	316,400	342,400	26,000	予備費
合計	1,058,000	1,149,000	91,000	

3 差引の部

収入額 1,149,000 円 - 支出額 1,149,000 円 = 残高 0円

上記のとおり提案します。

令和6年4月12日

山田小学校PTA会長

令和6年度PTA役員選出

役職名	氏名
会長	
副会長	
副会長	
総務委員長	
書記	
会計	
監事	
監事	

山田小学校 P T A 会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は山江村立山田小学校 P T A と称し、事務局を山田小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、家庭と学校及び地域社会とが協力し、家庭・学校・地域社会における教育に関する理解と振興に努めるとともに、児童の校外指導・地域の教育環境の改善整備を図り、会員相互の資質の向上のため研鑽を深め、心身ともに健全な山田小学校児童の成長を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育的目標を有する団体であり、営利を目的とせず、いかなる宗教・思想に偏することなく、いかなる政治団体等にも関与しない。また、教育行政及び学校運営について不当に干渉しない。

(事業)

第4条 本会は、目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 児童の学習奨励に努める。
- (2) 家庭と学校および地域社会における教育に関する理解と振興に努める。
- (3) 児童の校外指導・地域の教育環境の改善・整備に努める。
- (4) 会員相互の研修と親睦を行う。
- (5) 学校教育施設・環境の改善整備に努める。
- (6) その他、目的を達成するための事業を行う。

(会員)

第5条 本会員は、本校に在学する児童の保護者と教職員をもって構成する。

(会費等)

第6条 本会の経費は、会費・寄付金等をもってこれにあてる。

2 本会員は、会費を納めるものとし、会費の金額は、年額3,300円とする。

(本部役員)

第7条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 総務委員長 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 地区委員長 1名
- (6) 学年委員長 6名
- (7) 部 長 3名
- (8) 書 記 2名 (うち1名は、教職員とする。)
- (9) 会 計 2名 (うち1名は、教職員とする。)
- (10) 顧 問 1名 (学校長とする。)

(任期)

第8条 本部役員は、会員の中から選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(本部役員を選出)

第9条 本部役員を選出については、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事については、選考委員会において選出する。
- (2) 地区委員長、学年委員長、部長については、各委員会及び各部会で互選により選出する。

(選考委員会の設置)

第10条 本部役員を選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の委員は、当該年度の地区長及び学年委員長をもって構成し、互選により委員長を選出する。
- 3 会議は委員長が招集する。

4 会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事を選考し、総会において承認を得るものとする。
(欠員の補充)

第11条 本部役員に欠員が生じた場合は、第9条の方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(本部役員の仕事)

第12条 本部役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の会務を総括し、総会・本部役員会・その他必要な会合を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 総務委員長は各部会・各委員会の意見を総合し、各部会の連携と活動を推進するとともに、総会・本部役員会等の議事進行の職にあたる。
- (4) 監事は、本会に関する一切の会計を監査する。
- (5) 地区委員長は、地区委員会を召集し会務を総括する。
- (6) 学年委員長は、学年委員を召集し会務を総括する。
- (7) 部長は、部会を召集し会務を総括する。
- (8) 書記は、総会・本部役員会等の議事および重要事項等を記録するとともに、本会の連絡通信その他の書類の保管にあたる。
- (9) 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監事の監査を受け、総会において決算報告を行う。
- (10) 校長は顧問とし、本部役員会に出席して助言する。

(委員会及び各部の仕事)

第13条 委員会及び各部の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会
 - ア 地域社会に努め、校外における児童の指導及び会員相互の教養・親和を高める。
 - イ 各区の実情に応じて地区委員を選出し、代表1名を地区長とする。
- (2) 学年委員会
 - ア 学年を代表し、学校・家庭及び地域社会における教育の理解と振興に努める。
 - イ 学年PTAの活動及び調整、学年PTAの開催にあたる。
 - ウ 学年より3人以上の学年委員を選出し、代表1名を学年委員長とする。
- (3) 体育部
 - ア 児童会の体育的行事・運動会への協力並びに保健・体育関係事業を推進する。
- (4) 生活部
 - ア 児童の校外での生活指導並びに交通事故防止・学校施設・環境美化を図る。
- (5) 文化部
 - ア 会員の資質の向上と相互理解を深めるための研修を推進し、広報紙等の発行にあたる。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、予算・決算、会則の改正等その他必要な事項を議決する。

(定足数)

第15条 総会の定足数は会員の過半数とし、委任状をもって出席とみなす。

(表決)

第16条 議決は、出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

第17条 本部役員会は、下記の事項を審議決定し、履行する。なお、教職員は、必要に応じて意見を述べることができる。

- (1) 総会に提出する議題
- (2) 総会により委任された事項
- (3) 事業の企画・運営に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(表彰)

第18条 学校及び本会のため、永年尽力のあった役員並びに顕著な功績があった者に感謝の意を表する基準は次のとおりとする。

- (1) 本部役員として4年以上その任にあった者
 - (2) 特別の寄付行為があった者
 - (3) 部活・非行防止・交通安全等に貢献した者
 - (4) その他、特別に本部役員会で決定した者
- (弔慰金)

第19条 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、弔慰金10,000円または相応の弔花を贈り、弔電を打つものとする。

2 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、会を代表して役員が葬儀に参列する。この時遠隔で旅費を伴うときは、実費の旅費を支給する。

(旅費)

第20条 本会の会員で、PTAに関する会議・研修等に会を代表して出席するときは、旅費を支給するものとする。旅費として交通費・日当・宿泊費・弁当代を支払う。

- (1) 交通費は1km当たり37円で計算した額とする。熊本県が定めた路程表の距離を基準とし、往復の距離により支給する。(端数切り捨て)
- (2) 日当は1日1,000円とし、半日の場合は500円とする。
- (3) 宿泊費は8,000円を上限とし、実費で支給する。
- (4) 弁当代は注文集約がある場合のみ実費で支給する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本部役員会で協議し、決定する。

付 則

本会則は、昭和51年5月8日より施行する。

昭和56年4月	一部改正	
昭和60年5月4日	一部改正	
平成元年4月22日	一部改正	
平成2年4月21日	一部改正	
平成5年4月17日	年会費2,400円を3,000円に改正	
平成6年4月16日	一部改正	
平成7年4月15日	一部改正	
平成8年4月20日	一部改正	
平成9年4月19日	一部改正	※学校職員を教職員に統一
平成11年4月17日	年会費3,000円を3,300円に改正	
平成19年4月20日	一部改正	※山林特別委員を削除
平成28年4月22日	一部改正	※学校給食費、給食費を削除
平成29年4月21日	一部改正	※役員・委員に欠員が生じた場合の後任補充の選出方法の改正
平成30年4月20日	一部改正	※全体的な文言の見直し。選考委員会の構成委員の改正
令和2年4月20日	一部改正	※弔慰金・旅費の改正
令和5年1月31日	一部改正	※本部役員数の削減、地区委員会の任務の一部削除、学年委員数の削減、母親部の削除。

<学校保険の加入について>

1 学校保険の内容について

(1) 県PTA共済「安互コース」(1家族150円)

・保護者対象、PTA行事等での負傷・疾病等が給付の対象

※各種PTA活動が給付対象。子ども会活動行事は対象とならない。

☆給付(最高) 負傷 30万円、死亡 500万円、後遺症 500万円

(2) 県PTA共済「P災コース」(ひとり500円)

・児童、指導者対象

・学校教育活動等での災害(障害や負傷)に対する見舞金の給付

☆給付(最高) 負傷 100万円、死亡 3,000万円、後遺症 3,000万円

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済(ひとり460円)

・入会金920円(460円は村負担、460円保護者負担)

・学校管理下(授業中や休憩時間、通常の経路及び方法による通学中)で生じた負傷や疾病の医療費等が給付される。

☆給付 医療費 1,500円以上の負傷に対し、その40%を給付
(最高) 死亡 2,500万円、後遺症 3,370万円

※「山江村すこやか子ども医療費助成事業」により中学3年までの医療費は全額村負担だが、学校生活においてのけがは日本スポーツ振興センターが優先。(医療費 1,500円以下は日本スポーツ振興センター共済給付制度が適用外のため、山江村すこやか子ども医療費助成事業の適用)

(4) PTA団体賠償責任保険(ひとり10円)

①PTA活動中に偶然な事故により、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊させた。

☆給付(最高) 対人 1名 1億円、1事故 5億円(免責 5千円)
対物 1事故 5,000万円(免責 5千円)

②第三者から借用したスポーツ用具等の財物を保険期間中にPTA役員または児童が損壊し、紛失または盗取された。

☆給付(最高) 1事故 10万円、保険期間中 1,000万円(免責 5千円)

(5) 児童・生徒賠償責任補償プラン(ひとり270円)

・学校やPTA活動以外の日常生活中に起こした事故による賠償責任を保証

☆給付(最高) 1事故 対人・対物 1億円(免責 5千円)

2 上記の掛け金(分担金)

保険名	掛け金	徴収方法
県PTA共済「安互コース」	1家族につき 150円	PTA会費として 振込で納入
PTA団体賠償責任保険	児童1人につき 10円	
県PTA共済「P災コース」	児童1人につき500円	学級費として振込で 納入
児童・生徒賠償責任補償プラン	児童1人につき270円	
日本スポーツ振興センター	児童1人につき460円	

令和6年4月12日

保護者 様

山江村立山田小学校

校長 池田 幸彦

学級費及びPTA会費の納入についてのお願い

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、標記の件につきまして、保護者の皆様にはお願いです。本校では昨年度より、学級費（教材費等）及びPTA会費の納入を、学校代表口座への振込方式にさせていただいております。

つきましては、本年度も昨年度と同様の納入方法にさせていただくことを、保護者の皆様にご了承いただきたいと存じます。

なお、具体的な振込方法につきましては、近日中にご案内させていただきます。

保護者の皆様には振込手数料等でご負担をかけることがあるかと存じますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

問合せ

山江村立山田小学校

教頭 吉村和彦

TEL 22-5375

令和6年4月12日

保護者 様

山江村立山田小学校

校長 池田 幸彦

緊急連絡及び連絡アプリ「キュベル」による欠席等の連絡について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。昨日、入学式を挙行し新入児童29人を迎え、全校児童182人で令和6年度山田小学校をスタートしました。これからどうぞよろしく願いいたします。

さて、標記の件につきまして、保護者の皆様にお知らせとお願いです。

本校では、原則として、夕方17時30分から翌朝7時30分までは、学校代表固定電話（TEL22-5375）を留守設定にさせていただいております。（休みの日は終日留守設定にしております）

そこで、保護者の皆様から、学校が休みの日を含む時間外（夕方17時30分から翌朝7時30分）に緊急連絡がある場合には、こちら（校長090-2582-1896）にご連絡ください。ただし、本校児童の健康、安全にかかわる緊急の連絡のみご利用ください。

また、児童の欠席等の連絡がある場合、連絡アプリ「キュベル」を使って学校へ連絡できるようにしております。「キュベル」にて欠席等の連絡をされる場合には、当日朝の8時までにお願いいたします。

なお、欠席等の連絡は、学校代表固定電話（TEL22-5375）で連絡されても構いません。電話による欠席等の連絡は、朝7時30分から8時00分の間にお願いいたします。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

問合せ先 山田小 吉村(教頭) TEL22-5375

令和6年4月12日

保護者 様

山江村立山田小学校

校長 池田 幸彦

災害時の連絡について(お知らせ)

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、本校では、大雨や台風接近等により災害の恐れがある場合、各家庭との迅速な情報共有のため、連絡アプリ「キューベル」を利用しているところです。

つきましては、各家庭への連絡は下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

登校前 → 前日 または 当日の午前6時30分までに判断、連絡

※午前6時30分までに連絡がない場合は、通常どおりの登校となります。

登校後 → 状況により判断

～家庭への連絡メールの文例～

登 校 前	①本日は、台風接近にともない、休校といたします。風雨が強いときは家の中で過ごすように、ご家庭でもご注意ください。
	②本日は、台風接近のため遅延登校といたします。〇時〇分に登校させてください。
在 校 中	①台風接近にともない、〇時〇分に一斉下校いたします。
	②台風が接近し風雨が強いいため、〇時〇分に職員引率で一斉下校を開始します。在宅の保護者の方は、近くまで児童のお迎えをお願いします。
	③本日は震度5弱の地震の発生にともない、児童の下校が困難なため、〇時〇分から児童の引き渡しを行います。

令和6年4月12日

保護者 様

山江村立山田小学校

校長 池田 幸彦

おみやげ等の取扱いについてのお願い

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。

さて、近年、食物アレルギーによる児童の死亡事故等が発生しており、多くの学校においても、食物アレルギーをもつ児童生徒が年々増加している状況です。

そのため、各学校におきましては、児童生徒が持参したおみやげのお菓子等を教室で配ることをご遠慮させていただいています。（菓子類に含まれる卵・落花生・小麦粉・牛乳等に、きわめて強いアレルギー症状を発症する児童生徒がいる可能性があるためです。）

つきましては、本校におきましても、食物アレルギー等による事故を防ぐため、同様の対応を実施いたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

問合せ先
山田小 教頭 吉村
TEL22-5375

令和6年4月12日

保護者様

山江村立山田小学校

校長 池田 幸彦

来校時のお願い

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。

さて、本校では、不審者侵入防止のため、児童の在校時間は正門門扉を閉じております。

つきましては、来校の際は下記のことにつきまして、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 来校の際は、必ず正門から入っていただくようお願いいたします。正門門扉が閉まっているときは、正門左側の通用口からお入りください。
- 2 正門を通られたら、正面玄関より校舎内へお入りください。
- 3 正面玄関に来校者名簿がありますので、ご記名をお願いいたします。また、来校者用の名札着用をお願いいたします。
- 4 名簿への記名と名札着用の後、2階の職員室または事務室で職員に声をかけていただきますようお願いいたします。

問合せ先 山田小 教頭 吉村 Tel22-5375

令和6年度 山田小学校 生活のきまり

山江村立山田小学校

山田小学校児童の健全な生活を助長し育成していくために、児童の実態に即して、保護者の皆様と共通の認識の上に立って、生活指導に当たりたいと思います。

下記の「生活のきまり」について、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

【学校での生活】

1 始業時刻は8時10分、下校時刻は15時45分（水曜日は14：55）とする。

ただし、教師による指導のもとで遅れる場合は保護者へ連絡する。

2 登下校は、徒歩を原則とする。ただし、病院通い、塾通い、緊急時の場合は、保護者の責任のもと送迎を可とする。路上での乗り降りは安全面から禁止する。

☆送迎や欠席、遅刻をする場合は、登校班長に伝えるとともに、学校へ連絡する。

☆通常の経路及び方法により通学する場合でなければ、日本スポーツ振興センター災害給付が適用されません。

3 体育服には、前にゼッケンを縫いつける。

4 身なりは清潔に保ち、学習や生活に妨げのない髪型にする。

5 自分の持ち物には、すべて記名する。

6 学習に必要な物は、絶対に持ってこない。

☆忘れ物の連絡は、原則としてしない。特別な理由で、忘れ物を届けてもらう場合は、教師に事情を説明する。

☆携帯電話は原則として持たせない。

※パソコン、スマートフォン、音楽プレイヤー、携帯ゲーム機等、インターネットに接続・利用可能な機器に関しては、家庭でのルールづくりを行い、保護者の責任の下、使用させる。

☆学校には原則使い捨てカイロやリップクリーム、ハンドクリーム等は持ってこない。

（特別な事情がある場合は担任を通して学校に連絡する。）

【家庭や地域での生活】

1 帰宅時刻は、夏季（春休みから9月30日）は18時（帰宅時刻）

冬季（10月1日から3月修了式）は17時

2 子ども同士での物（カード、ゲーム機やゲームソフトなど）の交換や売り買い、お金の貸し借りはしない。

3 子ども達だけで、勝手に友達の家にあがったり、他の敷地に入ったりして遊ばないようにする。

4 校区外へ行く場合は、保護者同伴とする。

5 夜間外出・外泊は、原則として保護者同伴とする。

6 子ども達だけの河川遊びや山遊び、火遊び等危険な遊びは禁止する。

7 自転車に乗るときは、保護者の許可を得て、交通安全のきまりを守り、安全に乗るようにする。そのときは、必ずヘルメットを着用すること。また、学校正門前の登校坂は、事故防止のため、自転車は押して下りること。

☆児童の乗車範囲は、1・2年生…庭内、3・4年生…地区内、5・6年生…校区内を原則とする。（保護者同伴の場合は、この限りではない。）

☆3年生は交通教室終了後、保護者の許可を得てから自転車に乗るようにする。

☆年に一度、自転車安全整備店で点検をし、自転車保険への加入をお願いする。

【その他】

☆中学校との円滑な接続のため、中学校のきまりに準じた身だしなみを、小学校段階から心がけていけるよう、ご家庭でもご指導をよろしくお願いします。

山江中学校「生徒の身だしなみ」では頭髪について以下の通り規定されています。

規定	※合理的で、清潔感のある中学生らしい髪型とする。 (合理的…理由があって、誰もが納得すること)
禁止事項	●染髪 ●脱色 ●パーマ ●整髪料の使用 ●眉そり・眉抜き・眉のカット ●装身具：ネックレス・ブレスレット（スポーツ用含む）、ピアス等

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。また、いじめに関するアンケートの結果を公表します。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。（いじめ防止対策推進法より）

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

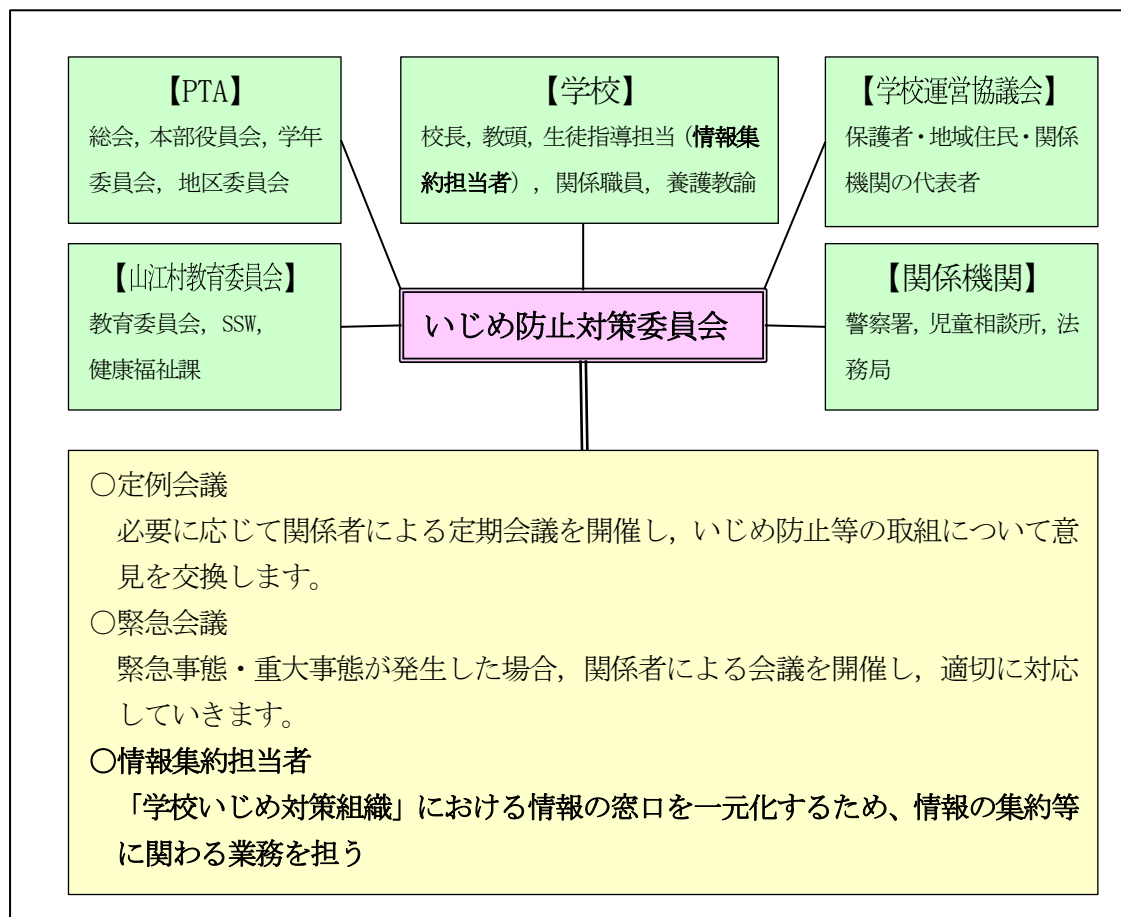
- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

①関係者組織

学校いじめ防止基本方針について意見を交換し改善をすすめるとともに、緊急事態・重大事態に適切に対応するために次の「いじめ防止対策委員会」を設置します。



②校内組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

【生徒指導・いじめ・不登校防止対策委員会】

○構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当（情報集約担当），人権教育担当，養護教諭，関係教職員
（SSW）

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

○活動

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案への対応に関すること。
- ④ いじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤ 学校いじめ基本方針の推進状況の確認，計画の見直し。

○開催

原則二月に1回を定例会とし，必要に応じて開催します。また，いじめ事案発生時は緊急開催します。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。授業においては，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童の基礎・基本的な学力の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感や自尊感情を育てていくように努めます。

道徳の時間には，命の大切さについての指導を行います。また，「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように，教育活動全体を通して指導します。また，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し，自己有用感を高めます。
- ②道徳の時間，命を大切にす月間，人権週間（各学期に1回），いじめゼロ宣言等を計画的に指導します。
- ③児童会活動の充実，あいさつ運動，ボランティア活動の推進を図り，児童の自主的・自発的な活動を支援します。
- ④学校全体で暴力や暴言，呼び捨てを排除します。
- ⑤いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について，児童・保護者に啓発します。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，情報モラルに関する指導や啓発活動や等を行います。

○児童への情報モラルに関する指導

- ・情報教育全体計画・年間指導計画に沿って、学年に応じた指導を行います。
- ・情報機器の活用の仕方や情報モラルに関する講座を開催します。（4年以上）

○保護者を対象とした情報モラルに関する啓発

- ・携帯電話等所持状況調査を実施し、児童の情報機器環境を把握します。
- ・携帯電話や情報モラル等に関して積極的に家庭にお知らせします。
- ・家庭におけるインターネットや携帯電話の使用について研修会を開催します。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

①いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。情報集約担当者は、調査結果を集約・分析して記録に残し、いじめに関する情報が全職員で共有できるようにします。

※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けます。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

※アンケート結果については保護者に公開をします。

- (1) 児童対象いじめアンケート調査月1回（8月を除く）
- (2) 保護者対象いじめアンケート調査（いじめチェックシート配付）年1回（7月）
- (3) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年3回（6・11・2月）

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

- (1) S S W（スクール・ソーシャル・ワーカー）の活用
- (2) いじめ相談窓口の設置
 - ・児童の悩み相談ポストの常設（保健室前）
 - ・児童の教育相談窓口（教頭，養護教諭，担任）
 - ・保護者の教育相談窓口（教頭，生徒指導担当，担任）
- (3) 球磨教育事務所のスクール・カウンセラーの活用

③ いじめの早期発見

- (1) 毎朝の健康観察で、児童の心身の状況について把握するようにします。
- (2) 連絡帳などを通じて保護者と連携を図り、児童の状況を把握します。
- (3) 昼休みなど授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- (4) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

⑤ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

教頭，生徒指導担当（情報集約担当者），養護教諭，教務主任

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口

①山江村教育委員会（SSW）（電話 23-3604）

②球磨教育事務所（いじめ・不登校アドバイザー）（電話 22-1155）

③法務局（子どもの人権110番）（電話 0120-007-110）

④熊本県（子どもいじめ相談電話）（電話 0570-078310）

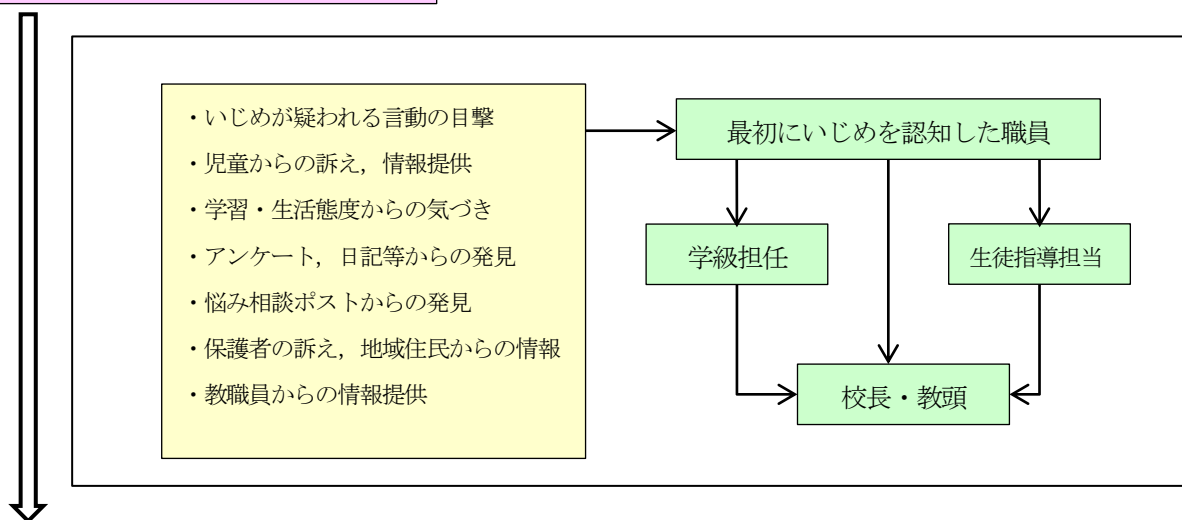
⑤文部科学省（24時間子供SOSダイヤル）（電話 0120-0-78310）

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の進め方

1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成（生徒指導・いじめ・不登校対策委員会）

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当（情報集約担当者），人権教育担当，養護教諭，関係教職員，（SSW）

3 対応方針の決定, 役割分担

- (1) 情報の確認, 整理
- (2) 対応方針の協議, 決定
 - ・緊急度, 重大度の確認, 「自殺」「暴力行為」等の危険度の確認
- (3) 役割分担
 - ・被害児童, 加害児童, 周辺児童からの事情聴取の担当
 - ・児童への支援・指導の担当
 - ・保護者への対応担当, 関係機関への対応担当

4 事実確認とその留意事項

- ・状況を把握する。(いつ, どこで, 誰が・誰に, 何を, どのように・どのくらい)
- ・聴取は, 被害児童, 周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め, 情報提供者の秘密を厳守する。
- ・正確に事実を確認するために, 指導と混同しないように努める。
- ・いじめの加害者が, 被害者や情報提供者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間に争いを生じさせないように配慮する。
- ・いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を行う。

5 いじめの被害者, 加害者, 周囲の児童への対応

- (1) いじめ被害児童の対応 (支援)
 - ・児童が話しやすい教師が対応していくこと。(担任等)
 - ・原因や理由にかかわらず, いじめられた児童の側に立つこと。
 - ・学校は, いじめを絶対に許さない立場であることを伝えること。
 - ・児童のよさを認めながら, 励ましていくこと。
 - ・いじめる側の児童との今後の関わり方等を具体的に指導すること。
 - ・定期的に面談を行う等しながら, 不安や悩みの解消に努めること。
 - ・友だちや学級集団等との関わりについて支援を行うこと。

- (2) いじめ加害児童の対応 (指導)
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ, 行った行為については毅然と指導すること。
 - ・自分の言動を振り返らせ, これからの生活の仕方や接し方を考えさせること。
 - ・被害者のつらさに気づかせ, 自分が加害者であることの自覚をもたせること。
 - ・いじめは決して許されないこと, 責任転嫁は許されないことを理解させること。
 - ・定期的な面談や交流等を行いながら, 児童の成長を確認すること。
 - ・授業や学級の生活においてよさを認めながら, 成長への意欲を高めていくこと。

(3) 周囲の児童，学級の児童への対応（指導）

- ・いじめは絶対に許されないこと，見過ごしてはならないものであるという姿勢を示すこと。
- ・いじめの事実を伝えることは，人権と命を守るために大切であることを伝える。
- ・いじめをはやし立てていた者や傍観者も，関係者であることを自覚させる。
- ・被害者の立場に立って，観衆や傍観者の態度を考えさせること。
- ・いじめ発生の誘因となった友人関係や学級集団等の問題点（言葉遣いや行動規範）を振り返らせること。
- ・これからの個人の行動の仕方，集団づくりについて指導すること。

(2) 保護者との連携，関係機関との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で，速やかに家庭訪問を行い，学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・徹底して子どもを守り支援していくことを伝え，対応の方針を具体的に示します。
- ・対応の経過をこまめに伝えるとともに，子どもの様子等について情報提供を受けます。
- ・子どもの心のケアに保護者とともに取り組んでいきます。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後，直ちに家庭訪問を行い，事実，経過を伝えるとともに，その場で子どもに事実の確認を行います。
- ・いじめの被害児童の状況を伝え，事態の深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え，保護者とともに子どもの成長を指導していきます。
- ・子どもへの対応について，保護者への助言を行います。

③関係機関との連携

- 教育委員会，村内小中学校との連携
- 警察など関係機関との連携
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，所轄警察署等と連携して対処します。

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童，保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（児童が自傷行為、自殺を企図した場合）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒ 担任⇒ 生徒指導担当⇒ 教頭⇒ 校長
- ② 校長⇒ 教育委員会学校教育係
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の招集（校内組織、関係者組織）
- ②教育委員会学校教育係への報告と連携
- ③事実確認
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取 被害児童、周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
- ④警察への通報など関係機関との連携
- ⑤被害児童の保護者との連携

9 公表・点検・評価

- ①ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ②年度ごとにいじめについての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- ③年度ごとにいじめ問題への取り組みを、保護者、児童、職員で評価します。
- ④年度ごとにいじめ問題への取り組みを、関係者会議で評価します。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

	いじめ防止の取組	いじめ発見の取組	校内組織	保護者・関係者組織
4	<p>生徒指導の視点に立った授業（通年）</p> <p>朝のボランティア</p> <p>たてわり活動</p>	<p>命を大切にする心を育むプログラム（通年）</p> <p>心のポスト（常設）</p>	<p>職員会議(方針の確認)</p> <p>いじめ防止等対策委員会</p>	<p>PTA総会（方針の確認）</p>
5	<p>たてわり活動</p>	<p>ハートタイム</p>	<p>アンケート</p>	
6	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>携帯電話等所持アンケート</p> <p>アンケート・面談</p>	
7	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>アンケート</p>	<p>いじめチェックシート</p> <p>学校運営協議会（方針の確認）</p>
8			<p>職員会議(方針の中間評価)</p>	
9	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>アンケート</p>	<p>いじめ防止等対策委員会</p>
10	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>アンケート</p>	
11	<p>たてわり活動</p>	<p>ハートタイム</p>	<p>アンケート・面談</p>	<p>いじめ防止等対策委員会</p>
12	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>熊本県心のアンケート</p>	
1	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>アンケート</p> <p>学校評価</p>	<p>いじめ防止等対策委員会</p> <p>学校評価</p> <p>学校評価</p>
2	<p>たてわり活動</p>	<p>たてわり班遊び</p> <p>ハートタイム</p>	<p>アンケート・面談</p>	<p>学校運営協議会（方針の評価）</p>
3	<p>たてわり活動</p>		<p>職員会議(方針の評価、総括)</p>	

令和 年 月 日

山田小学校PTA会長

様

代表者氏名 (印)

第 学年PTA
第 地区PTA
部

行 事 実 施 届

行 事 名	
目 的	
期 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
場 所	
参 加 児 童	児童 名 保護者 名 合計 名
日 程 ・ 内 容	
費 用	
交 通 機 関	
参 考 事 項	行事参加者名簿添付

上記の行事を承認する。

令和 年 月 日

山江村立山田小学校PTA会長

印